

おおむた縁結び支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである晩婚化や未婚の増加に対する取組みとして、結婚を希望する男女の出会いの創出が期待されるイベント等に対して交付するおおむた縁結び支援事業補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、補助対象事業を実施する団体で、市内に活動の拠点、事務所、店舗等を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助金の交付対象から除外するものとする。

- (1) 営利を目的とした結婚支援事業を営むもの
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にあるもの、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織
- (5) 暴力団員が役員となっているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、独身男女を対象とした、異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業、男女の健全な出会いの機会を提供する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 参加者は、男女とも独身かつ20歳以上であること。
- (2) 参加者の総数は、10人以上であること。
- (3) 参加者全体の半数以上が、市内在住者又は市内勤務若しくは通学する者であること。
- (4) 市内で事業を実施すること。
- (5) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
- (6) 宗教活動、政治活動、選挙活動又は営利を目的としないこと。

- (7) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (8) 本市の他の補助金を受けていないこと。
- (9) 補助金を申請する年度の3月31日までに事業を完了すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち別表に定める経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額から、この要綱による補助金以外の収入(参加者から徴収する参加料のうち補助対象外経費に充当するものを除く)を差し引いた額の5分の4の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ただし、補助金の限度額は次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) セミナー、講座等については、限度額10万円
 - (2) 男女の健全な出会いの機会を提供するイベント、交流会等については、限度額を参加者数に1万円を乗じた額又は30万円のいずれか低い額とする。
- 2 補助金の同一団体への交付は、同一年度内に2回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、おおむた縁結び支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・・・・・・・・・・別紙1
 - (2) 事業収支予算書・・・・・・・・・・別紙2
 - (3) 団体の概要説明書・・・・・・・・・・別紙3
 - (4) 誓約書・・・・・・・・・・別紙4
 - (5) 役員等名簿及び照会承諾書・・・・別紙5
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の交付申請書は、補助対象事業を実施する日の14日前までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条により補助金の交付申請があったときは、速やかに書類等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、おおむた縁結び支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないものとしたときは、おおむた縁結び支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の内容変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助対象事業又は経費の変更をする場合は、あらかじめ、おおむた縁結び支援事業補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りではない。

- (1) 補助対象経費を20パーセント以内で減額変更しようとするとき。
- (2) 事業内容の軽微な変更

(事業の内容の変更決定)

第9条 市長は、前条の変更申請を受けたときは、その内容について審査し、補助金額の変更を決定したときは、おおむた縁結び支援事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により当該変更を申請した補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、おおむた縁結び支援事業補助金中止（廃止）届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、決定の内容を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部が取り消された場合であって、当該補助対象事業の中止又は廃止がやむを得ない事情であると認めるときは、補助対象事業の中止又は廃止により生じた経費のうち市長が認めるものについては、補助金を交付することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が終了した日（補助対象事業を実施した日又は補助対象事業に係る支払いが完了した日）から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、おおむた縁結び支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書・・・別紙6
- (2) 事業収支決算書・・・別紙7
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、おおむた縁結び支援事業補助金交付

額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに、おおむね縁結び支援事業補助金請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1）虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- （2）補助金を補助金交付の目的以外の用途に使用したとき
- （3）補助金の交付に係る条件に違反したとき
- （4）その他この要綱の規定に違反したとき

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内 容
報償費	外部講師、イベント司会者への謝礼（参加者及び補助事業者の構成員に対する謝礼を除く。）
旅費	外部講師、イベント司会者の旅費、宿泊費（参加者及び補助事業者の構成員に対する旅費、宿泊費を除く。）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費（景品、記念品等を除く。）
印刷製本費	チラシ・ポスター、資料等の印刷費
保険料	参加者等が加入する傷害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器の借上料
広告宣伝費	チラシ・ポスターのデザイン制作費、新聞・テレビ・SNS等の広告費用
その他の経費	市長が必要と認める経費